

## 令和2年度 第10回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和3年3月11日（木） 午後6時～8時  
会 場 市民会館 集会室  
出席委員 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員（WEB参加）、小澤委員、  
高木委員、竹内委員、武田委員、中村委員、三上委員（WEB参加）、  
渡辺委員（WEB参加）  
欠席委員 なし  
傍聴者 なし

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 題

- (1) 前回議事録の確認について
- (2) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書（案）について
- (3) 第四次男女平等推進計画事業実績の評価について
- (4) その他

### ■議題（1）前回議事録の確認

・資料1に基づき事務局より説明

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は1週間程度を目途に事務局に連絡をお願いしたい。

### ■議題（2）武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書（案）について

【会長】 議題2、武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書（案）について、事務局より説明をお願いする。

【男女平等推進担当課長】 それでは、前回審議会で、会長、副会長、事務局で預からせていただいたパートナーシップ制度導入検討報告書（案）について、検討した結果、修正した箇所をお知らせしたい。

大きな修正箇所は2点、前回、「宣誓」という言葉を「届出」、宣誓書を届出書にし

たこと、2-3のアウティングとカミングアウトを分けるということである。それからもう1点、送り仮名のことで「届け出」について、届け出るという場合の「け」が要るかどうかということだが、「け」を抜いた形になっている。

資料2、武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書（案）見え消し版のほうをご覧ください。

まず、表紙をめくって、左側の目次である。目次の論点3、「宣誓の要件」が、「届出の要件」になっている。論点5の5-1、「パートナーシップ宣誓書等の保存期間」が、「パートナーシップ届等の保存期間」というふうになっている。

2ページ、論点1のパートナーシップ制度の目的と根拠規定のところだが、1-1に入る前の前文のところで、若干変更がある。1段落目の2行目のところ、「パートナーシップ制度の導入が必要であるとの結論を得たことから」と、しっかり書いた。2段落目の2行目、「示したものである。」と文を一旦区切って、「新たな制度の導入であるため、3年程度経過後を目途に制度の運用状況を確認し、必要があれば見直しを行うべきであると考えている」と修正している。

1-1の制度の目的、方針案のところだが、「パートナーシップ宣誓を受理することで」を、「届を受理することで」になっている。その下の趣旨・説明の2つ目の中黒、「パートナーシップ宣誓を受理することで」が、「パートナーシップ届を受理することで」と変わっている。

1-2、根拠規定の趣旨・説明のところだが、文言の整理をしている。「条例であることにより」を「条例によることにより」としたことと、「権利を制限し義務を課すことができる」という部分、「効力がある」を「ことができる」と文言の整理をした。

続いて、前文に追加すべき事項の理由。今まで理由が最初に書いてあって、その後に追加すべき事項があったので、ほかのところと合わせて、二重丸の「課題事項として」というのと、「制定趣旨に」という、この2つを最初に持ってきて、その後に説明が来るという形に直している。

その下の中黒のところは、説明をシンプルにした。「本市の条例においては『性別等』の定義を行うなかで、パートナーシップ制度が作られても対応できるかたちになっているものの」というところで、この後を省略して、「今日までの長きにわたる男女平等に向けての様々な活動、取り組みを踏まえ、男女平等を特に強調した内容になっているため」と、文をまとめた。以下、割愛させていただく。

4 ページ、論点2の制度のあり方、2-1制度の種類である。方針案、「パートナーシップ宣誓があったときは」を、「パートナーシップの届出があったときは」、その次も「パートナーシップ宣誓書受理証を交付する」を、「パートナーシップ届受理証を交付する」となっている。趣旨・説明、1つ目のところが、「パートナーシップ関係にあることを内容とする市長に対する届出書に署名し」となっている。「市に提出することで、市はパートナーシップ宣誓書受理証」が、「届受理証」となっている。以下割愛する。次の中黒、「パートナーシップ宣誓書に加え」が、「パートナーシップ届に加え」とした。その後も、「宣誓者の希望に合わせた」というところが、「届出者の希望に合わせた」となって、その後はシンプルにして削除している。その次の中黒、「市がパートナーシップ宣誓書や公正証書を」が、「パートナーシップ届や」となっており、その後の文章で、「2人がパートナーであることを確認することで」を、前に移動させて、「2人がパートナーであることを確認することで、届出者の関係性を尊重し、多様性を認め合い」とした。以下、割愛する。その次の「公正証書等を受理する場合は」の下の(1)、今までは「宣誓しようとする者又は宣誓者の」となっていたものを、「届出者双方について」と、シンプルな説明にしている。

5 ページ、制度の対象者、2-3市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項だが、方針案のところで、まず、「市及び事業者は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずる」というのと、「市民は、パートナーシップ制度の目的を尊重するよう努める」ということで、市、事業者と市民の責務を分けたものである。その次も、前回指摘があったように、カミングアウトとアウティングを分け、1つ目が「カミングアウトを強制し、又は禁止してはならない」となっている。趣旨・説明のところの2つ目が、今まで1つになっていたのを分け、2つ目の中黒が「アウティングを禁止することとする」というところを切り、「市、市民及び事業者は、本人」、これは前回「本人の意思に反して」となっておりましたところを、「本人に対し、性的指向又は性自認に関する公表を、強制し、又は禁止してはならない」とした。その次の中黒が、「市、市民及び事業者等は、本人の意思に反して性的指向又は性自認を第三者に公表してはならない」としている。5ページの欄外、注2、カミングアウトのことを、「自らの性的指向や性自認等を本人が公表することをいう」と入れている。こちらについては、本日、委員から、カミングアウトとアウティングの正しい定義について教えていただきたい思っている。今の趣旨・説明、2つ目の「本人に対し」のところの本人

が、何を指しているのかということが、法務部門から指摘されている。この定義から導かれる本人ということについて、いい表現があればと思っている。

6 ページ、論点 3 の「宣誓の要件」が、「届出の要件」に変わっている。

3-1 の居住地だが、趣旨・説明の 1 つ目、「パートナーシップ宣誓する 2 人が」を、「届出をする 2 人が」となっている。2 つ目の中黒、不動産や医療機関云々のところで、「親族と同等の取り扱いを受けられるよう求めていくにあたり」として、「パートナーシップ届受理証の信頼性を担保し、制度としての実効性を高めていくため、市内に住所を有することをパートナーの要件とする」としている。語順も変え、このような文言になっている。3 つ目の中黒だが、2 行目、「宣誓」が「届出」、「届出後 3 か月」と変わっている。次の 4 行目は、届け出の「け」が抜けている。最後の中黒だが、これは今まで審議会でも議論され、議会の総務委員会、市民説明会、パブリックコメントでも指摘があった部分であり、今後検討していきたいということから、「制度実施後、市内居住要件については、他自治体の動向も踏まえ、今後検討する」と一文を入れた。

3-2、その他の要件である。文言のちょっとした修正である。方針案のところ、「年齢は成人」というところを「年齢が」とした。「婚姻していない」を「婚姻しておらず」というふうに直している。趣旨・説明の 1 つ目の中黒が、「年齢要件は、『成人』に達していることを要件とする」とシンプルにまとめている。

7 ページ、論点 4、4-1 の提出書類である。方針案の手続きに必要な書類というところ、「パートナーシップ宣誓書」が、「パートナーシップ届」になっている。その後、「パートナーシップ届出にあたっての」、今まではただ「確認書」だったが、何の確認なのかという指摘があったので、「要件確認書」と変更した。趣旨・説明のところ、1 つ目の中黒で、「本人確認のための」が、「本人確認ができるための」と変えている。

8 ページ、4-3 の手数料である。方針案、1 つ目の中黒で、「宣誓に伴う」が、「届出に伴う」になっている。2 つ目の中黒も、「パートナーシップ宣誓書受理証」が、「パートナーシップ届受理証」に変わっている。趣旨・説明の 1 つ目の中黒、「パートナーシップ宣誓は」というところが、「パートナーシップ届は」となっている。ここも記載を改め、「パートナーシップ届は、住民票や戸籍の記載の変更を伴わない。そのため、届出に伴い交付され、2 人の関係を示す書類となるパートナーシップ届受理証の初回の交付については、無料とする」とした。その次の中黒、「パートナーシップ宣誓受理証」を「届受理証」に変えている。「携帯サイズのパートナーシップ宣誓書受理証」、

こちらにも「届受理証」に変えた。

4-5、パートナーシップ届の届出の場所・方法である。方針案、「届け出ることを基本とする」というところの「け」を取っている。趣旨・説明の1つ目の中黒、「パートナーシップ宣誓等の届出及び提出書類の確認」は、「パートナーシップ届の届出の場所は」としており、「場所は、相談体制が整い、プライバシーに配慮され」、以下割愛する。その次の中黒、「事前予約のうえ、提出書類を持参する。なお、提出書類の内容や」、その次も「け」を抜いて、「届出る本人であることを直接確認する必要があるため」とした。以下割愛する。その次の中黒、こちらにも審議会、総務委員会、説明会、パブリックコメントでも指摘があったことを考慮して、今後検討していきたいということから、「なお、その他の届出の場所についても検討する」という一文を加えた。

4-6、紛失・届出事項変更時の届出、1つ目の中黒、2つ目の中黒ともに「届け出」の「け」を取った。趣旨・説明のところも、「け」を取っている。

10ページ、有効性に関することの5-1、「パートナーシップ宣誓等の保存期間」が、「パートナーシップ届等の保存期間」となっている。趣旨・説明の1つ目の中黒が、今までパートナーシップ宣誓書だけのことを言っていたが、「パートナーシップ届及びその他提出書類」、一緒に出していただく添付書類も含めての保存年限と言い換えている。2つ目の中黒も、「パートナーシップ宣誓」を「届」に変えている。

5-2、パートナー解消時の取扱いだが、方針案は、「届け出」の「け」を抜いただけだが、趣旨・説明の1つ目が「制度の有効性を担保するため、解消時に届出を求める」、2つ目が「届出があった場合は、受理証の返還を求める」、3つ目が「パートナー解消時は、1人での届出も可能とし、届出の事実があったことは、原則として通知する」という、この3つが、11ページの転出時の取扱いの順番に合わせている。1つ目が、届出を求めていること、2つ目が、受理証の返還を求めていること、3つ目が、届出は1人でも可能ということが入っている。そして、転出時の取扱いについては、この3つに加えて、「単身赴任等の事情による転出については、引き続きパートナーシップ関係が継続している場合には、届出を求めない」と、これは同じである。

その次のパートナーシップ死亡時の取扱いも、「け」を取っただけである。

12ページから、15ページは、修正なしである。

今回、16ページ以降に、市民説明会・パブコメ・職員アンケートの取扱方針を挟み込んでいる。

43ページからは、他自治体におけるパートナーシップ制度導入状況だが、前回までは、65番の国分寺市までだったが、その後追加され、74番の明石市まで、全部で74自治体、1月8日現在ということで追加した。

その後の45ページから49ページが、今回、追加資料ということで、43、44ページの自治体と同じ並び順で、自治体名と制度名、届出書類の名称、こちらは今回、宣誓を届出に変えるということもあり、書類の名称を追加した。また、対象となる人たちが、いわゆる同性パートナーだけなのか、一方がセクシュアルマイノリティであればよいのか、戸籍上の異性、いわゆる異性間の事実婚も含むのかということ、A、B、Cで表したのが対象者のところになっている。その次が「アウトティング」の規定の有無。続いて市内住所要件、こちらは2人とも市内に住所がなければいけないのか、1人でもいいのかというところがある。さらに、同居要件の有無となっている。加えて、届出を受けるのが、担当課なのか、戸籍住民課なのか。予約が必要なのか。届出は、2人なのか、1人でもいいのか。最後に、保存期間を定めているところについて、記載している。申しわけないが、この表について、修正箇所があるので、今申し上げる。48ページ、64番、松戸市だが、市内住所要件について、ホームページ等でみると一方でもよいように書いてあるが、確認したところ、本市のように3か月以内という要件は含めないものの、一方が住んでいて、もう一人も転入の予定であるということが条件になっているので、こちらは「双方」になる。65番の国分寺も、「一方でも可」ではなく、二人が国分寺市民でないと駄目なので、「双方」ということで直していただきたいと思う。74番の明石市だが、届出書類の名称が「パートナーシップ宣誓書」となっているが、「パートナーシップ届」が正しい。以上、3点修正していただきたい。

最後に、武蔵野市男女平等の推進に関する条例をつけて、最後に奥付となっている。今回このような体裁の報告書ということをお諮りしたい。

**【会長】** 先ほど委員から、アウトティングとカミングアウトについてコメントいただけたということだったので、お願いしたい。

**【委員】** 5ページ、2-3、カミングアウトとアウトティングのところだが、この「本人」というのをどうきちんと定義するかということだと思う。例えば、2018年に出版された砂川秀樹さんの『カミングアウト』という新書本があるけれど、そこでは本来の意味として、「自分がLGBTなどの性的マイノリティであることを誰か

に話すということ」と書いてあり、性的マイノリティである本人ということを書きちゃんと書いている。英語圏ではどうかというと、I L G Aという世界的に有名な当事者団体がある。この団体は、支援団体である。そこが2014年の用語集でカミングアウトをどう説明しているかということ、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーまたはインターセックスの人のアイデンティフィケーション」——アイデンティティ「を明らかにするプロセス」と書いている。結局、L G B T Qとか、そういった限定をしているようである。

また、アウティングに関しても、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人としてのアイデンティフィケーションが、同意なしに明らかにされた場合のこと」と書いてあるので、やはりこれも性的マイノリティであるという限定がある。

カミングアウトとアウティングはセットで語られるが、カミングアウトというのは、カミングアウト・オブ・ザ・クローゼットという、熟語である。「クローゼットから出る」という意味になっている。クローゼットというのは隠される場所なので、いわゆる多数派の人たちは、そのクローゼットにはいないという設定である。そのことから、そうした言葉の語源からいっても、性的マイノリティの本人という限定は、本来なら必要になってくると思っている。

【会長】 そうすると現在、5ページのところで、「本人」という表現を使っているが、このままでよろしいか。

それから、今回ちょっと変えたところのポイントだが、文言以外のところでは、これまでもずっと御議論があった市内住所要件ですね。そちらの部分で検討するというふうな形を明記した6ページをご覧いただきたい。それに関連して、書いておいたほうがいいのではないかという、せっかくの機会なので、表現について、もうちょっとこのほうがいいというのがあれば、ご提案教いただければと思う。

また、今回参考資料として、43ページ以下をつけさせていただいたが、その中で市内住所要件の部分で、一人でもよいというのが、大阪を中心に幾つかでてきたので、状況を調べておいてもらっている。そのことについて事務局から説明いただきたい。

【男女平等推進担当課長】 市内住所要件について、「一人でも可」としている自治体について調べたことを報告する。先ほど申し上げたように、64番の松戸市と65番の国分寺が違うので、この2市を除くと、全国で15市ということになる。その中

で、その自治体以外にお住まいの方とのカップルが申請をしている実績があるのは、7市である。現在まで、そのことに関する問題は起きていないとのことである。

この15市は、全て要綱で制度を運営している。内訳を説明する。45ページ以降の表をご覧ください。41番の浜松市では3件程度、市外の方とのパートナーがいるとのことである。そのほか、関西地方が10府市あり、8番の大阪市、12番の堺市、18番の枚方市も該当がいらっしゃるとのことである。28番の交野市は、該当なし。34番の大阪府は該当あり。56番の富田林市、57番の川西市は該当なし。58番の京都市も該当があるとのことである。59番の貝塚市、74番の明石市も該当者はいらっしゃらないとのことである。九州地方では、4市町ある。13番の熊本市は該当あり、22番の宮崎市、46番の古賀市、47番の木城町は該当がない。

関西で特徴的だったのは、最初にやったのが大阪市であり、大阪市の影響力が強く、大阪府も大阪市に引っ張られるような形で制度設計をしているようである。また、京阪神での一つながりということから、今後の広域連携等を考えて、大阪市に合わせたほうが良いという判断をした市が多かったように伺われた。

大阪府の担当者へのヒアリングでは、府と市のすみ分けについて尋ねたところ、あくまで市を優先してほしいとのことであった。府内の自治体で、居住している市に制度がないとか、居住している市の制度では、双方に市民要件があって該当しないといった、そうした場合に救済する意味もあって、大阪府が制度をやっているといった内容のことを話されていた。

内容的に特徴的なのは、要綱で法的効力がないため、2人の関係性を示すものであれば良いといったこと、一連の人権政策の一環であるので、極力当事者が利用し易くしたといった話を伺った。市営住宅はそもそもパートナーシップ以外に、同居が要件なので問題はないというところ、悪用の懸念については、性善説に立っているとのことである。当市でも考えているパートナーシップの確認書を取っているのに、自己申告であるが問題はない、虚偽の届出を前提に制度設計はしていないとのことであった。また、利用者団体と話す中で、家族関係や生活様式が違ってきているので、当事者が利用しやすい制度で広くやったほうが良いということと、セクシュアルマイノリティの方は遠距離の方が多かったり、親にもカミングアウトしてなかったりするので、同居じゃなくてもよい形にしているということである。当市でも議論にあがった介護、単身赴任といった、仕方がない理由もあるので、そういったことも考慮し、なるべく



多くの人に利用してもらいたいとのことである。単身赴任や介護等、一緒に住んでいなくても、共同生活を営んでいる場合もあるという意見もあったとのことである。当市でも議論された内容だが、やはり要綱であるため、法的に縛られないというところが大きかったように感じられた。

【会長】 それらを踏まえたうえで、事務局案としては、条例によることにより、要綱より少し固めの形で始める必要があるだろうという判断になるか。

【男女平等推進担当課長】 会長のおっしゃるとおりであると考えている。

【会長】 事務局の調べた内容は、内容として、ここに書いておくことにとどめるのが今回適切であると考えている。それでは、これまでの事務局の説明を踏まえて、意見や、質問はあるか。

【副会長】 文言が修正しきれていないところがあるので、申し上げる。3ページ、「前文に追加すべき事項の理由」と書いてあるが、追加する事項とその理由なので、「追加すべき事項及びその理由」という言葉に文言を直したほうが良いということ。言葉を入れ替えているうちに点が残っているところが幾つかある。4ページの制度のあり方の趣旨・説明の2個目の中黒の「パートナー届に加え」で続けていって、「届出者の希望に合わせた、制度利用が期待される」の、この点は要らない。「希望に合わせた制度利用」と続けていいので、この点を取るのと、もう1個、5ページの1枚紙でいただいているほうの2-3の市、市民及び事業者等の責任及び禁止事項だが、趣旨・説明の2つの「性的指向又は性自認に関する公表を、強制し、」は、多分「公表を強制し、又は」だから、この「公表を」の後ろの点を取ってしまったほうが良い。

1点、ここは大丈夫かと思って心配なところがあるので、お尋ねしたい。アウトティングの定義で、「本人の意思に反して他の人に公にしていない性的指向や性自認等を暴露する行為」というところで、「他の人に公にしていない」という限定が入っているが、誰には言っているけど、誰には言っていないみたいなことって結構あると思う。信頼できる人には言うとか、友達には言うけど、仕事の人に言っていないとか、そういう状況がある中で、他の人には言っていないという縛りがかかることが、ちょっと危ないかもしれないという気がするが、ここの部分は、どうか。

【会長】 趣旨としては、なくてもいいということか。

【副会長】 お見込みのとおり、暴露というところで、ある程度大人数の人に公にするというところが出るので。

【委員】 よろしいか。先ほど紹介した英語の文献では、「他の人に公にしていない」という言葉は入っていない。今お話しくださったように、結構まだらになっている。一部には言っているとかということもあるので、すごくいろいろな形に捉えられてしまうと思うので、なくていいのではないか。

【副会長】 それでは、ここの説明は削除するということでどうか。

【会長】 では、「他の人に公にしていない」を削除ということにしたい。

【男女平等推進担当課長】 2-3の2つ目のカミングアウトの強制の部分だが、「市、市民及び事業者等は、本人に対し、性的指向又は性自認に関する公表を」という部分だが、市の法務部門で、この場合の本人を限定する、限定しない、定義づける、定義づけないというようなことがあり、先ほどの委員のお話を参考に、「何々な本人」とか、「本人(何)」とか、そういう形にしたほうがいいのではないかとの提案である。

【副会長】 多分、異性愛の方と、心と体の性別が一致している方以外の人を広く含むことになる。こういうことを何らかの形で示しておかないと、何もかも入ってしまう可能性があるということか。

【男女平等推進担当課長】 お見込みのとおりである。

【副会長】 調べてみたところ、本人という文言自体は、法で全く使われてないわけではなく、個人情報保護法とかでは使われていた。でも、それは個人情報のその情報の本人なので、本人と言えば、日本語の意味的にはすっきりと分かる。この場合は、もちろんその人の性的指向とか性自認というところまでのつながりは分かるが、どんな性的指向とどんな性自認でも言ってもいいのか、言っではいけないのかということ、そうではないというところで本当は、絞らないとおかしなことになるのではないか。

【男女平等推進担当課長】 例えば、先ほど委員がおっしゃった、セクシュアルマイノリティである本人、LGBTである本人といったことか。

【副会長】 委員とも相談したほうがいいと思うが、この条文を考えるときに、頭書はLGBTという言葉を使っていたが、それだと取り込めない方たちもおおり、それを全て大きく取るために、「性別等」という言葉で広く含むということで、性自認とかの内容も、「男女の別だけでない多様な性のあり方、及び性的指向をいう。」ということで、あまり限定しない形で、広めな伸び代を残した定義にしている。

ここでLGBTQと言えば、それで対象がきちっと隠されて入れなくなった方たちが出てこないんだったらそれでいい。そうでなければ、逆側から、異性愛の人とか、

一致する方たち以外とかということをやったほうが安心なのか、過不足がないというところをきちっとやらないといけないと思ったが、そこはどうか。

【委員】 性的マイノリティとかだと、今まで出てきていない言葉なので、心配な部分はある。この「性別等」という条例の言葉を使うとなると、これもどうか分からないが、性別等が少数派に当たる人という言葉になるのか。この少数派というのも何、ということは何問われるかもしれない。

【副会長】 おっしゃるとおり、これは、結構難しい。

【委員】 異性愛とか、性別違和のない人、というふうにするのか。

【副会長】 裏側から表現すると、そういうことになる。

【委員】 しかし、異性愛とか、性別違和のないという言葉にすると、性別違和という言葉も条例等に使われていないので、どうしたらよいか。

【副会長】 多分そこは、「性別違和（何々と書く）」にすれば大丈夫ではないか。

【委員】 そうすると、異性愛とか性的違和という言葉を使う形にするか、それとも少数派という言葉にするか。

【副会長】 おっしゃるとおり、どちら側から限定していくかということだ。

【委員】 または、性別等が多数派に当たらない人ではどうか。多数派とか少数派というのも抵抗がある。

【副会長】 そこは難しいところである。

【委員】 あまり典型的という言葉も使いたくない気がする。

【委員】 事務局に質問するが、この「本人に対し」の本人が問題になっているのは、どの本人か分からないから問題になっているという理解でいいか。だとすると、「届出を出した本人に対し」とかで限定されてくるのではないか。

【副会長】 その表現では、少数者ではあるが、届け出がなかったらやってもいいということになってしまうので、そこは広くしておかないと心配である。

【委員】 広く条例ではそういう差別は禁止しているが、パートナーシップ制度に関して、届け出た本人では駄目なのか。

【副会長】 パートナーシップ制度については届け出ないと駄目だが、アウトィングとカミングアウトについては、特にパートナーシップ制度とはリンクしていなくて、届け出ようと届け出まいと、対象となる本人について、これらの行為は禁止される。

【委員】 これは制度のあり方で、制度の話をしているかと思ったが、そうではな

いということか。

【副会長】 このことに限って言うと、パートナーシップ制度とは関係ない。

【委員】 広くとらえているということか。

【委員】 制度とは関係なく、市として、やっちはいけないということだ。今、事務局から話があったのは、「本人に対し」という、この本人の定義が曖昧だということだと思うが、ここを本人という言葉ではなくて、「個人」とかにしたほうがいいのではないか、というのが意見である。

【副会長】 「本人」じゃない文言は、この会議の間でも結構検討した。ただ、なかなかまいものが見つからなくて、いろいろ考えたが、本人という言葉を一生涯限定しなくても、「意思に反して」という言葉が入れば、ある程度限定されていくような気もするので、本人を無理に定義しなくても、どういう場合に適用されるかということが広くなり過ぎる可能性って、比較的低いのではないかと。いろいろ考えた結果、そういう結論には至ったが、法務部門が本人の特定というのは、理解できる。

【市民活動担当部長】 前回、副会長から、「本人の意思に反して」というのが同じような感じだということから、法務に確認を取った。「本人」となってしまうと、今、議論したように、本人の定義が必要で、定義がないということだったが、「本人の意思に反して」というふうに入れば、その本人の意思という形になるので、定義は必要ないのではないかという意見をもらっている。「本人の意思に反して」というのに戻せば、このままで行けるんじゃないかということは、言われている。

【副会長】 本人が特定できなくても、「意思に反して」を入れていけば定義はしなくていいということか。

【市民活動担当部長】 という形には読めるということなので、会長が先ほどおっしゃったように、今日は「本人」のことはペンディングにさせていただき、改めて今、「個人」という言葉も出たので、もう一度持って帰って、会長、副会長一任でその言葉については検討するという事でどうか。条例になってくると、定義がどうしても必要になってくるので、「本人」を使ったら定義が必要ということは言われている。

【会長】 もう一つ大きな議題があるので、ここはペンディングでどうか。できるだけ、そのまま条例にできる形で報告書を作ることを目指しているが、条例の文言を全て定義する必要はない。本報告書の趣旨がしっかり伝わるような範囲で書いていけばいいと思うので、この点はペンディングで、もう少し検討させていただきたい。副

会長には、本当に悩んでいただいて感謝する。引き続き、よろしくお願ひしたい。

ほかに報告書で気になるところ、確認したいところはあるか。

【委員】 6 ページの趣旨・説明の最後のところで、今回「制度実施後、市内居住要件については、他自治体の動向も踏まえ、今後検討する」となっている。これは前回より、私としては、一步も10歩も進んだかなと思うが、ただ同時に、今後検討するというのが、あまりにも漠然としているということが1つ、それから、43ページのパートナーシップ制度導入状況というのを、今まで、どのぐらいがパートナーシップを利用できる状況かということをしつかりと把握していなかったが、33.5%ということは、3分の1はパートナーシップ制度を利用できる状況にあるということだ。それから、要綱と条例の違いというのは分かるが、そこら辺は、もちろんこういうふうにこれが入ったということは、入らないときに比べてずっと違ったと思っているが、その辺が少し漠然としていること、ここまで、3分の1までパートナーシップ制度を導入しているところがあるということは、もう少し何かはつきりできることはないかどうか、ちょっと伺いたいと思い、質問した。

【男女平等推進担当課長】 その部分は、最初の論点1のところに、「3年程度経過を目途に」という形で年限も区切っているので、「今後」は要らないかもしれない。

【会長】 「今後検討する」なので、「今後」を外しておく、「制度実施後、検討する」になる。もう少し近い感じになるか。

【委員】 3年という年限が、生きるという感じになるか。

【会長】 そのように読んでいるが、大丈夫か。

【市民活動担当部長】 論点1のところに、3年ということが明確に出ている。反対に最初は、これしか入っていなかったが、箇所を決めて、居住地のところと、届出の場所のところには、検討するということを項目として入れたので、より明確になったのではないか。

【会長】 「今後」を除けば、何とか行けるか。そうしようとは、考えていたところだが。

【副会長】 内容はもうそれでいいと思うが、先ほど住所要件が片方なくてもいいというところの運用状況の調査を聴いていて、特にその中だと、大阪市と京都市の人数が、京都が48組、大阪が269組で母数が結構大きい。人口もそうだが、多いところだと思う。できればこの組の中で、他市の方も含んだ制度利用の組が何組あって、

それが同居では、市が違う事情がどんなものなのかということがもし分かれば、修正するときに、背景事情とかを捉えた修正がしやすいと思う。

【会長】 修正というのは、今後検討するときか。そうすると、本日の議事録に、調査の内容の話があり、それから今後検討するときには、今言ったようなところも検討する、ということを残すことにしたい。

【委員】 「今後」は消すということでもいいか。

【会長】 削除する。ほかに何かあるか、よろしいか。それでは、1か所ペンディングのところがあるが、これで報告書がほぼ完成ということになる。

事務局には、今のことを踏まえて、参考資料のパブコメに関する、審議会取扱方針を確認されたい。そこは必要に応じて直していくということで、一応、これで取りまとめということにしたいと思うが、よろしいか。ほかに何か細かいところがあれば、事務局と相談して決めさせていただければと思う。ペンディングのところは、また副会長にご協力いただくことになるかと思う。そのほか、もし相談する必要が出てきたら、ご協力をお願いしたい。以上、委員の皆さまにこれまでの審議を感謝する。

#### ■議題（3）第四次男女平等推進計画事業実績の評価について

【会長】 議題3、第四次男女平等推進計画事業実績の評価についてである。これまでの審議会の議論を踏まえて、個票などを素案として準備しているので、事務局より説明をお願いする。

【男女平等推進担当課長】 資料4をご覧いただきたい。今、会長がおっしゃったように、今までの議論や評価の中から抜粋して仮に作成したもので、あくまで審議会における議論の参考にするためのものである。

・資料4に基づき事務局より説明

【会長】 それでは、順不同でかまわないので、気になる点があればお願いしたい。評価についても、遠慮なくご発言いただきたい。

【委員】 評価について、二重丸になってないところに関しては、何々ができたとか、評価できるとかという表現だけで終わっていいのか、疑問である。二重丸になるために、今後何々されたいみたいなことを書かなくてもいいものか疑問である。

【会長】 この評価の段階としては、「概ね順調である」と書かれているが、丸が標準というか、問題なければ丸である。それよりもよくできたのが二重丸といった、そ

ういう評価になっている。丸がついていない三角のところは、必ず課題を改善された  
いというのが必要だが、二重丸であれば少し褒めるという、そういう形で評価してき  
ている。それがもしかしたら、「順調である」、「概ね順調である」という、こちらの評  
価と少し齟齬があるのかも知れない。確かに気になるかと思う。この右のほうを見て  
いただくと、今言ったようなレベル感だと思うが、事務局としてどうか。

【男女平等推進担当課長】 前回も委員におっしゃっていただいた、いわゆる各課  
の自己評価はA、B、C、Dとつけていて、こちらも4段階なのでかぶる感じになっ  
ているが、こちらはあくまで自己評価なので、Bであれば何か変えていくものが必要  
ということになるのだと思う。審議会の評価に関しては、先ほど会長がおっしゃった  
形で評価していただければ宜しいのではないかと。

【会長】 今、委員に言っていたところは、実は総評のところ、自己評価  
に関するコメントとして入れてみた。伝わるかどうか、そこを見ていただきたい。

【委員】 表紙のところか。

【会長】 表紙の総評のところ、「今後、事業毎の自己評価の記載内容について調  
整を行うことにより、統一的な評価基準の確立を図られたい」という丸めた表現にな  
っているが、意図として伝わるか。

【委員】 そうであれば、丸がついているものは、これをずっと継続していけば、  
二重丸の効果が期待できるという意味で理解すればいいか。

【会長】 丸がついているものは、5年後に目標を達成する見込みであると考えて  
よいということである。

【委員】 できる見込みである、それが順調でいいという、そういう理解でいいか。  
何かこう、A、B、C、Dの2番目みたいな意味ではなく、丸は順調であるという、  
何か特別な手を講じなくても、これを続けていけばいいという評価だという理解でい  
いか。

【会長】 ということから、年によっては、これは丸だけになってしまうときもあ  
るということになる。幾つか二重丸がついているところがあるので、ポイントとして  
は、二重丸のところはそれでいいか、それから三角のところはそれでいいかを中心  
に見ていただけるといいと思う。

【副会長】 二重丸のところについて、仮で二重丸をつけた理由を説明してもらえ  
たい。

【会長】 それでは、少し個々に進めたいと思う。基本目標Ⅰの基本施策1－3の施策（1）で二重丸をつけたポイントはなにか。

【男女平等推進担当課長】 まず、基本施策1－3の性の多様性に関する理解の促進だが、令和元年に、レインボームサシノシ宣言を行い、それに伴い管理職研修を行ったこと、またフォーラムにおける講座や、図書館との関連図書展示など、今日のパートナーシップ制度導入に向けての大きな一歩をここで踏み出せたのが、元年であると考えて、ここは二重丸にさせていただいた。

【市民活動担当部長】 パートナーシップ制度導入検討報告書の15ページを見ていただくとわかるが、元年からずっと理解促進の事業をやっている。

【会長】 1つずつ見ると、ここで庁内研究会も始まっているので、それも書いたほうがいいのではないか。つまり、庁内研究会が設置されたことにより、次年度に審議会で検討する準備が随分できている。体制なので、その点を書くと、なおいいのではないかと思う。それで今年度、実際に審議会でまとめることができた。それにつながってきているので、そこは補足するといいのではないか。

【男女平等推進担当課長】 施策（2）のほうに庁内研究会を入れている。

【会長】 パートナーシップ制度の検討は15番である。そうすると、二重丸は下のほうになるか。ただし、このもともとを見ると、13、14とか、相談があまり実施できなかつたりしているので、Bがついているから二重丸はつけづらい。それで丸なんだと思うのだが。

【男女平等推進担当課長】 （1）の性の多様性に関する理解の促進では、講座の実施、人権週間における取組というところがやれているところだと思う。ガイドラインの作成は、元年にはできていない。理解促進のための研修というのが12番である。

【会長】 Aだが、これだと、物すごくやったという感じに見えない。

【副会長】 レインボームサシノシ宣言をして、それを周知したというところが大きいという理解か。市としての立場を明確にしたというところなのか。

【会長】 でも、それがどれくらい浸透したのかは不明である。

【事務局】 福祉施設との連携だが、高齢者支援課で、福祉施設の職員への説明会において、そこでバッジや宣言書も配って研修を実施したということはある。

【会長】 つまり、ただバッジを配って研修会1回やって、よく理解できたか。その後、何かのアクションにつながったということだ。



【市民活動担当部長】 レインボームサシノシ宣言をして、庁内各課で、「こういった宣言をします」ということで貼り出している。目立つところに貼ってあることは、どこの課もやっている。それが一歩であるということだとは思っている。

【会長】 そういった基盤があることにより、次に制度の検討につながったので、確かに重要なことである。そこを分かるように書いてもらいたい。

【市民活動担当部長】 そのようにしたいと思う。

【委員】 私は、むしろ（２）に二重丸をつけるのがふさわしいのではないかと思う。今年、この１年間これを頑張って、ここに行けたということは、すごいことではないかと思う。もちろん（１）も頑張ったと思うが、はっきりとしているのは（２）のような気がするが、いかがか。

【男女平等推進担当課長】 これは令和元年度の評価であるため、パートナーシップ制度の導入検討は入らない。２年度であれば、二重丸がつくと思う。

【副会長】 評価時期が結構、ずれている。

【会長】 ずれてはいるが、どうなのか、書くときもあると思う。そこは評価には入れないけれども、次につながったということなので、それを書いてもいいのではないか。やはり、その前の庁内研究会で検討してあることは大きいと思う。

ただ、ここに二重丸がつかない理由は、もともとの最初の自己評価で、Bがついているものがある。学校教育における個別的支援や、にじいろ電話相談の実施等はBがついており、Bが3分の2あるのに、二重丸はつけにくいということではないか。ただ、いつも時期がずれて書きにくいのだが、実際にはよくやっているとする、少し触れておきたいと思う。

【委員】 レインボームサシノシ宣言を市長がしたということで大きく取り上げられて、結構、マスコミなどでも取り上げられ、庁内でもレインボーの宣言書を貼ったということが評価につながっているという感じになるか。それから、それがつながって、今回こういったパートナーシップ制度のことをちゃんとやっさいこう、という段階になったという理解になるか。

【副会長】 この項目は、理解の促進という項目なので、それは結果的につながったとしても、評価するのは、啓発とか理解を深めるとかということや、意識を変えることにつながったかどうかということだと思う。だから、最初はどうだったというところは、多少見えるところもあるけれど、多分に見えづらい。今回のレインボーム

サシノシ宣言みたいな形で、自治体として性の多様性を尊重するということにくっきりと打ち出すような、こういうアクションというものは、ほかの市町村でも結構あるものか。

【市民活動担当部長】 その当時は岐阜県関市とか、首都圏ではあまりなくて、渋谷区の区長は以前からおっしゃっていたが、宣言という形になると、あまりやっていないと思う。

【中村委員】 武蔵野市は、そういう意味では結構大々的にやった感じはした。

【市民活動担当部長】 なかなかアウトカムがすぐ出てこないとは思いますが、アウトプットの回数を何回やったとか、そういうことしかまだできていないが、ほかの講演をされた方に、職員が自ら手を挙げて聞きに来るといった、そういったこともある。施設課で、トイレを設計するときにそういった考え方を取り入れた職員が、その研修のときにも手を挙げて質問をしていた。それをまた職場にフィードバックしていくみたいな形のことはやっているということは聞いている。あまり表には出てないが、そういうこともある。

【会長】 では、二重丸でよさそうなので、二重丸ということにしたい。今いろいろ出てきたことを、書き足していくということにする。

続いて、基本目標Ⅱで二重丸の説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 基本目標Ⅱ、4ページ、施策（2）男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進というところで、健康課で、このとり学級土曜日クラスや、ゆりかごむさしのフェスティバルで父親対象事業をやるなど、この後に書いてあるように様々やっている。男女センターでも、父と子供向けの料理教室を実施して、男性の子育て支援が充実したというところ、高齢者支援課の家族介護者の交流の場や、実施主体、事業者の意見交換会を行うなど、事業展開が進んだと思っている。

【会長】 今のところについて、いかがか。少しやっても、なかなか進まない分野ではあるが、二重丸でよろしいか。

【副会長】 これは令和元年度評価だが、その前の年に比べてここがプラスアルファだったみたいなことは、例えば何かあるか。

【男女平等推進担当課長】 例えば、健康課のこのとり学級土曜日クラスというのは、たしか元年からではないかと思うが、これが11コース、パートナーの参加者が303名となっている。ゆりかごフェスティバルも、パートナーの参加者が46名

ということで、父親ハンドブックを母子手帳交付時に配布しているが、これの交付件数も1,249件ということで、この辺が大きいと思った次第だ。男女センターでも、夏休みのパパと子供の料理教室のほか、「ママ・パパ・子どもで家事シェアしませんか」といった講座を予定していた。これは、コロナ禍で未実施だったが。

【会長】 もともとの評価では、結構Bが多くなっているが、頑張っているところは評価したいと思っている。基本目標Ⅱに関して、ほかのところで、もしかしたら二重丸にしたほうがいいのかというのはあるか。今は挙がっていないが、少し印象を思い出して、どうか。特になければ、このままでよろしいか。

【委員】 ゆりかごむさしのフェスティバルと土曜こうのとりは、武蔵野市の助産師会に委託されている事業である。令和元年度の数字と、その前年度の数字は、今、私も分からないが、多分あまり変わっていない、やっている内容も含めて。どのぐらい数が増えたかは分からないが、体感だとあまり変わらないと思う。

【会長】 二重丸に近いが、来年というか、また今度頑張っていこうということになるか。では、次に基本目標Ⅲの説明を事務局にお願いします。

【男女平等推進担当課長】 Ⅲについては、基本施策1、配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援のところ、(2)の相談事業の充実、(3)の安全の確保、(4)の自立支援について、二重丸をつけている。

相談事業の充実では、子家センと男女センターがよく連携をして、情報共有も行き、また子家センは、庁内での研修をしたり、連携会議を行ったりして、非常にこの2つのセンターを含めて市役所全体として取り組むという体制ができてきていると思うので、(2)は二重丸にした。

(3)についても、子家センの婦人相談員が、緊急一時保護を行うとともに、これは毎年やっているが、住民情報系システムにおいて、関係各課でDV情報を共有したり、情報セキュリティ研修でも、DV情報の共有と保護の重要性を話すなど、よくやられているということから、(3)安全の確保も二重丸にしている。

(4)の自立支援では、婦人相談員による同行支援や連絡調整、医療ケアが必要な被害者については、それについて医療機関を紹介したり、同行するといったことがよくやれているということで、自己評価も高かったため、(2)、(3)、(4)は二重丸にしている。

それから、3-3の(2)の高齢者・障害者の方への支援というところでも、高齢

者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会の開催、障害者差別解消支援地域協議会の開催、小学校で心のバリアフリー啓発事業を実施したというようなこと。また、消費者被害についても、様々、リーフレットの配布や出前講座をやったり、啓発に努めているということから、高齢者・障害者の方への支援を二重丸にしている。

3-4の各種健康診断の充実では、非常に工夫されていて、乳がん検診が、対象者全員に受診勧奨通知を送付した結果、17.7%から26.3%と上昇したり、子宮がん検診については、もともと都内でも高かったということだが、受診率36.8%。また、「40歳から女性のがん検診」という新しい試みも始めているので、二重丸にした。

【会長】 改めて進捗状況調査と比べると、あちらはBが結構ついているけれど、結構よくやっているけれどBなのかもしれないので、やはりそのレベル感との合わせが必要なんだろうと思った。ということから、Bが多少あっても、二重丸はあり得るということになるのではないかな。

【委員】 武蔵野市民協議会では、この前、子ども家庭支援センターを訪問した。センター長がいらして、いろいろな説明をして、かなりAがついている。しかし、Aにはならないと思われるようなやり取りがあって、細かい資料は今、持ってきていないが、質問をすると答えられないような状況も現実にあったが、実際にここはAばかりがついている。そのことで、直接この審議会でも質問もしている。それぞれに一生懸命おやりになっているのかもしれないけれど、例えば私は、男女センターと、それから子家センとの連携がどこまでうまくいっているのかと思うような、子家センのセンター長に伺ったときに、何かこう、「いや、そこは来ないです」とか、「こちらから相談した人がこう」とか、そういういろいろなことがあって、違和感があった。

もちろんそれぞれのところで一生懸命やっているのだろうけれど、細かいことを聞くと、例えば実際に伺ったときに、その場では答えられなくて、課員の方が一生懸命答えてくれたり、それからパンフレットみたいなものも出しているわけだが、そこでも、例えば東京都のことは結構書かれているが、市のほうでやっていることがあるので、それもちょうんと書いたほうがいいんじゃないかとか、こちらが会いに行ったときに、結構そういうようなことのやり取りもした覚えがある。

やはり子家センのところは、ここはとっても大事なところなので、全部ここの今二重丸が3つついているところが、果たしてそうなのかという疑問がある。

【委員】 男女センターのほうの評価のところでは、結構Bが多くついている。ここでずっとBがついていて、総合的になると二重丸になっているのは、ちょっと違和感があるという感じがしている。相談事業の充実ということを考えるんだったら、もっと連携していかないと難しいと思うし、その辺のところは、センターの相談体制をどういうところにしていくのかという位置づけとも関係してくるだろうと考えるので、丸だったらいいかもしれないが、二重丸になっているが何となく違和感があった。

【会長】 みんなAと評価して、Aが並んでいたけれど、そうかなというところか。でも、前よりも大分いいような気がする。数年前に比べてだが。

ほかに意見はあるか。何かコメントとしてつけたほうがいいことはあるか、評価も含めていかがか。

【委員】 もっと簡単に、この評価で、丸、二重丸、三角をつけるやり方だが、実際の報告書の中の評価でA、B、Cランクがされていますけれども、例えば、AランクとBランクの比率が50%、50%だったら二重丸にするとか、機械的にやったほうがいいのではないか。恣意的な意図が入り込まないようにするということだ。その上で、ここはどうしても二重丸にしたい、ここは三角にしたいということがあれば、こちらの表の中にそのことを書いて、それで二重丸にするか、変更をするというようなやり方をしたほうが、すごく合理的のような気がする。

【会長】 審議会としての評価なので、自己評価をそのまま集計するのであれば、審議会の評価は必要なくなると思っている。また、ヒアリングのときの印象でも、やはりその課によって評価のつけ方が大分違っていた。あるところは割とAが多いけれど、あるところは、BではなくAでいいのではないかと提案しても、いや、これでいいみたいな、そういうところもあったので、その辺りは少し考慮するといいかという印象を持っている。事務局が仮でつけたものは、割と自己評価も加味した感じで取りあえず置いているような部分があると思うので、これをベースとして、参考にしながらも、もう少し議論したいと思っている。

それで、A評価が多く、仮評価でも二重丸だけど、やはりどうなのかというところも出てきていると思うので、そこをどうしようかというところだ。そうすると、基本施策3-1の(1)暴力の未然防止と早期発見は丸でよくて、(2)の相談事業の充実、男女センターは結構頑張ったかと思うが、子家センのところはどうか。(3)の安全の確保は、基本的に継続されていることになるのか。

【市民活動担当部長】 いままでのところを加味すると、(2)と(3)の二重丸は厳しいのではないか。

【会長】 では、そこを加味して、普通の丸にしたい。(4)の自立支援はどうか。ここも同じで、なかなか二重丸は難しいところだ。

【副会長】 難しいと思う。この辺りは、あまり具体的な話が聞き出せなかった。

【委員】 連携会議をやったのだが、計画会議みたいなものを作って、何となく自立支援を積極的にやっているというか、そういう感じの印象をあまり持たなかったような気がする。だから、自立支援をどういうふうに捉えているのか分からないけれども、それが見えないのだが、少なくとも、自立支援だったら、途切れのない支援みたいなものもしていかないと、自立支援にならないような気がする。

【副会長】 やはり自立支援というと、それだけ経済力をつけてうまく回っていくようにするということになる。

【委員】 だから、それには長く関わる必要がある。

【副会長】 それが継続していくようにするということに対して、何というか、スポットのケアという感じのことが書いてある。これが大事じゃないというのではなく、これはこれで大事なんだけどというところではないか。

【会長】 ということは、少し難しそうである。そうしたら、8ページの高齢者・障害者の方への支援は、これはよろしいか。また、健康診断のほうもいいか。

最後に、基本目標Ⅳのポイントをお願いする。

【男女平等推進担当課長】 基本目標Ⅳであるが、二重丸をつけたのは、基本施策4-1の計画推進体制のところの施策(2)、市民参加による男女平等の推進。ここは、審議会で三次計画の評価を行ったということ、また男女平等団体への活動支援や、男女平等推進センター企画運営委員会との協働などという、審議会の場合は学識の方も多いが、市民との協働がうまく機能しているということから、施策(2)は二重丸にしている。

施策(4)、「ヒューマンあい」の充実ということなんだが、女性総合相談・法律相談に加え、新たににじいろ電話相談をやったり、講座も様々、原則託児を付けて、コロナ禍でできなかったものもあったが、22企画、28講座、804人、託児123人ということから、施策(4)も二重丸にした。

【会長】 メディア・リテラシーは三角ということだ。では、基本目標Ⅳについて、

何かお気づきの点、ご意見があれば、お願いします。

【副会長】 施策（４）のほうはいいと思うが、（２）のほうは、特筆すべきことがあるのかというのは、もちろん市民の方も参加されてはいるが、審議会で評価を行うのが、そんなにすごいことになるのか。

【会長】 ここの書き方がさっぱりしている。もし二重丸をつけるなら、納得される形で書く必要があると思うが。

【副会長】 支援とかも毎年していて、いつもの活動のように見える。どの辺が特によくやっている部分だったのかということだ。

【市民活動担当部長】 （２）は、三次計画の評価プラス、四次計画を作成していただいているので、そういったこともあった。少ししか書いていないので、書き加えたいと思った。並行してやって非常に大変だったと思う。

【副会長】 確認だが、黒星と、括弧付きの黒星は、どういう意味か。

【市民活動担当部長】 重点施策を表している。

【副会長】 重点施策。括弧がついているのと、ついてないのは、違いがあるか。

【男女平等推進担当課長】 同じである。

【副会長】 では、この星が何かということは、説明が必要ではないか。

【男女平等推進担当課長】 注釈を記載するようにしたい。

【会長】 ほかに気になるところはあるか。全体を通して、または振り返って何かあるか。基本目標Ⅰの施策（２）はこれでよろしいか。先ほどBが２つあるのでと申し上げたが、A、Bそのままというわけではないが、よろしいか。確認いただきたい。

そうすると、二重丸とか評価が変わったところで、文章に、めり張りをつけたほうがいいということもあると思うので、ほぼ完成ではあるが、もう少し作業というか、調整をさせていただければと思う。また、特に評価に関わるのところ、あるいはこの点も記述したほうがいいということがあればお願いします。

【委員】 メディア・リテラシーのところだが、実績を読むと、すごく悪いわけではないように読める。上のほうの学習や講座の開催については、コロナでできなかったとかはあるけれど、それは仕方ないというか、準備もしたと思うと、それでCなのかと思った。いろいろやってはいるのではないか。ほかのところと比べると、ここだけ特別厳しいような気がする。自虐的というか、行間にある感触として三角なのか分からないが、これを読む限り、ほかと同じように丸でもいいと読めてしまうが、その

辺り、感触としてはどうなのか。

【副会長】 これは下のほうにある、表現ガイドラインというのがずっと動かない。これは絶対必要であるので、前進がないということから三角にせざるを得ない。

【市民活動担当部長】 広報とうまくいくと思ったが、方向性が違っていたようで、進め方も失敗してしまい、申し訳ない。

【会長】 少し残念なところではある。

【副会長】 今年はパートナーシップ制度をつくったので、次年度、進めていただきたい。

【会長】 次の課題となる。では、ここまでとさせていただきたい。

本日、大変活発なご議論をいただき、感謝する。委員の皆様からいただいたご意見を反映し、事務局と調整して、最終的には、会長一任の形で事業実績の評価を固めさせていただきたいと思う。その後、委員の皆様にお送りさせていただく。

#### ■議題（４）その他

【会長】 最後に、その他として、事務局から、次回の確認と情報提供、事務連絡をお願いします。

【事務局】 本日も議論いただいたパートナーシップ報告書は、市長に答申を行うこととなっており、3月29日月曜日、13時30分から、市長公室で実施するので、委員の皆さまの出席をお願いします。

【会長】 今回で今年度の審議会、市長への答申を残しているが、審議会としてこの形で集まるのは最後となる。おかげさまで、コロナ禍でありながら、パートナーシップ制度の報告書を完成させ、毎年の計画の進捗の評価も済ませることができた。ご協力いただき、感謝する。市ではしっかり、審議会での審議を踏まえて、進めるものと信じている。

それでは以上で、令和2年度第10回審議会を閉会する。

— 了 —